平成２８年６月１日より施行される「建設業法施行令の一部を改正する政令（平成２８年政令第１９２号）」 に伴い、現場代理人要領の兼務要件である請負代金の額について、以下の通り改めます。

建築一式工事　　　　５，０００万円未満　→　７，０００万円未満　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　建築一式工事以外　   ２，５００万円未満　→　３，５００万円未満

**改正政令の概要**

① 概 要

　　特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金の額の下限について、建築一式工事にあっては４，５００万円から６，０００万円に、建築一式工事以外の建設工事にあっては３，０００万円から４，０００万円に、それぞれ引き上げる。併せて、民間工事において施工体制台帳の作成が必要となる下請契約の請負代金の下限についても同様に引き上げる。

　　工事現場ごとに配置が求められる主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる重要な建設工事の請負代金の額について、建築一式工事にあっては５，０００万円から７，０００万円に、建築一式工事以外の建設工事にあっては２，５００万円から３，５００万円に、それぞれ引き上げる。

② 施行日

　　平成２８年６月１日